平成29年度 第3回経営協議会(書面審議)議事要旨

日 時 平成29年12月14日(木)【文書送付日付】

回答者 (学外委員) 井田委員, 大平委員, 潮谷委員, 陣内委員, 戸上委員, 中尾委員, 古川委員, 山口委員

> (学内委員) 宮﨑学長,後藤委員,兒玉委員,寺本委員,和田委員, 早瀨委員,山下委員

【審議事項】

(1) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

本件は、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、役員報酬規程の一 部改正を行うもの。

平成29年12月13日開催の役員会で協議し、経営協議会(書面審議)に諮ることとなったものである。平成29年12月14日付け書面審議による審議の結果、経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(2) 平成29年人事院勧告への対応に伴う就業規則の改正について 本件は、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、職員給与規程等の 一部改正を行うもの。

平成29年12月13日開催の役員会で協議し、経営協議会(書面審議)に諮ることとなったものである。平成29年12月14日付け書面審議による審議の結果、経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(3) 国家公務員退職手当法の一部改正に伴う国立大学法人佐賀大学役員退職手当規程の一部改正について

本件は、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、役員退職手当規程の一部改正を行うもの。

平成29年12月13日開催の役員会で協議し、経営協議会(書面審議)に諮ることとなったものである。平成29年12月14日付け書面審議による審議の結果、経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(4) 国家公務員退職手当法の一部改正に伴う国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程の一部改正について

本件は、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、職員退職手当規程 の一部改正を行うもの。

平成29年12月13日開催の役員会で協議し、経営協議会(書面審議)に諮ることとなったものである。平成29年12月14日付け書面審議による審議の結果、経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。